

第 2 号議案

令和 7 年度「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会 収支決算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	団 体	予 算 額	決 算 額	差 引 額	摘 要 (決 算 額)
負 担 金	特 別 区 計	52,243,000	31,828,525	20,414,475	事務費 (各 200,000 円) 事業費 (千代田区、中央区、台東区、品川区、目黒区、 葛飾区 4,346,932 円 荒川区 4,346,933 円)
	千 代 田 区	7,463,286	4,546,932	2,916,354	
	中 央 区	7,463,286	4,546,932	2,916,354	
	特 台 東 区	7,463,286	4,546,932	2,916,354	
	別 品 川 区	7,463,286	4,546,932	2,916,354	
	区 目 黒 区	7,463,286	4,546,932	2,916,354	
	荒 川 区	7,463,285	4,546,933	2,916,352	
	葛 飾 区	7,463,285	4,546,932	2,916,353	
	市 町 村 計	1,400,000	1,400,000	0	事務費 (各 200,000 円)
	八 王 子 市	200,000	200,000	0	
	青 梅 市	200,000	200,000	0	
	市 町 田 市	200,000	200,000	0	
	町 あ き る 野 市	200,000	200,000	0	
	村 日 の 出 町	200,000	200,000	0	
	檜 原 村	200,000	200,000	0	
	奥 多 摩 町	200,000	200,000	0	
	東 京 都	45,000,000	38,386,538	6,613,462	広報戦略費 (29,724,860 円) 事務費 (8,661,678 円)
雑 収 入	間 伐 材 販 売 金	2,100,000	2,073,417	26,583	
	印 紙 税 還 付 金	10,000	10,000	0	
収 入 合 計		100,753,000	73,698,480	27,054,520	

2 支出の部

(単位：円)

区	分	予 算 額	決 算 額	差 引 額	摘 要 (決 算 額)
事	業 費 計	82,943,000	62,226,802	20,716,198	
	森 林 整 備 費	37,898,000	20,312,638	17,585,362	
	現 場 体 験 事 業 費	14,045,000	11,743,804	2,301,196	
	木 材 活 用 費	1,000,000	445,500	554,500	
	広 報 戦 略 費	30,000,000	29,724,860	275,140	事業の周知啓発に要する経費
事	務 費 計	17,810,000	11,471,678	6,338,332	
	協 議 会 運 営 費	17,810,000	11,471,678	6,338,322	事務委託に要する経費 (10,560,000 円) 商標登録料、振込手数料 外 (911,678 円)
支 出 合 計		100,753,000	73,698,480	27,054,520	

監査報告書

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）覚書第 16 条に基づき、協議会の令和 7 年度の会計事務及び収支決算書について監査を行った。その方法及び結果について、次のとおり報告する。

1 監査の方法

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会財務規定（以下「財務規程」という。）第 13 条に定める帳簿類及びその関係書類の照合等、必要と認められる監査手続を用いて、協議会の会計事務が財務規程に基づき適正に行われているか、収支決算書が正確に作成されているかを検証した。

2 監査の結果

（1）会計事務の監査結果

会計事務については、財務規程に基づき適正に行われているものと認められる。

（2）収支決算書の監査結果

収支決算書の計数については、誤りのないものと認められる。

令和 8 年 5 月 22 日

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会

監事 台東区長 服部 征夫



「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会

会長 初宿 和夫 殿

監査報告書

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会（以下「協議会」という。）覚書第 16 条に基づき、協議会の令和 7 年度の会計事務及び収支決算書について監査を行った。その方法及び結果について、次のとおり報告する。

1 監査の方法

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会財務規定（以下「財務規程」という。）第 13 条に定める帳簿類及びその関係書類の照合等、必要と認められる監査手続を用いて、協議会の会計事務が財務規程に基づき適正に行われているか、収支決算書が正確に作成されているかを検証した。

2 監査の結果

（1）会計事務の監査結果

会計事務については、財務規程に基づき適正に行われているものと認められる。

（2）収支決算書の監査結果

収支決算書の計数については、誤りのないものと認められる。

令和 8 年 5 月 27 日

「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会

監事 町田市長 稲垣 康治 印



「多摩の森」活性化プロジェクト推進協議会

会長 初宿 和夫 殿